

令和7年12月22日 第16回定例会資料

議案第53号

1 議案名

徳島県立学校の授業料等の減免に関する規則の一部改正について

2 提案理由

高等学校等の授業料の無償化に係る高校生等臨時支援制度が創設されたことに鑑み、授業料及び受講料の減免に係る対象者の範囲を拡大する必要がある。

生涯学習課

徳島県立学校の授業料等の減免に関する規則の一部改正について

教育委員会事務局
生涯学習課

1 規則改正の理由

高等学校等の授業料の無償化に係る高校生等臨時支援制度が創設されたことに鑑み、授業料及び受講料（以下「授業料等」という。）の減免に係る対象者の範囲を拡大する必要がある。

2 規則改正の概要

国による高校生等への授業料等支援として、平成26年度より年収910万円未満の世帯の生徒を対象に高等学校等就学支援金が支給されている。

当支援金については、単位制授業料等には支給限度（年間30単位、通算74単位まで）があることから、徳島県立学校の授業料等の減免に関する規則（昭和42年徳島県規則第43号。以下「規則」という。）においては、やむを得ない理由により学校での履修登録単位数が支給限度を超える者等について、規則による授業料等の減免を受けることができると規定している。

今般、令和7年度の国予算において、年収910万円以上の世帯の生徒にも授業料等支援として高校生等臨時支援制度が単年度措置され、単位制授業料等には同様の支給限度（年間18単位まで）が設けられている。

については、高校無償化の趣旨及び就学支援金受給権者との均衡を鑑み、高校生等臨時支援制度の受給権者についても、学校での履修登録単位数が支給限度を超える者等を規則による授業料等の減免の対象とするため、所要の改正を行う。

3 施行期日（等）

公布の日

改正後の規則の規定は、令和7年度分の授業料等から適用する。

条例等立案表

題名	課(室)名
徳島県立学校の授業料等の減免に関する規則の一部を改正する規則	教育委員会事務局 生涯学習課
法規審議委員会 要・否	担当者名 阿部文佳
パブリックコメント 実施・ 省略・対象外	電話番号 三二五八
予算上の措置	
関係法規	

提案（制定）理由
 高等学校等の授業料の無償化に係る高校生等臨時支援制度が創設されたことに鑑み、授業料及び受講料の減免に係る対象者の範囲を拡大する必要がある。

あらまし

- 一 授業料及び受講料の減免に係る対象者の範囲を改めることとした。
- 二 その他所要の整理を行うこととした。
- 三 この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則の規定は、令和七年度分の授業料及び受講料から適用することとした。

徳島県規則第 号

徳島県立学校の授業料等の減免に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 年 月 日

徳島県知事 後藤田 正純

徳島県立学校の授業料等の減免に関する規則の一部を改正する規則

徳島県立学校の授業料等の減免に関する規則（昭和四十二年徳島県規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「限る」の下に「次号において同じ」を加え、「受給権者」を「就学支援金受給権者」に改め、同号口中「規定する就学支援金」の下に「（以下「就学支援金」という。）」を加え、同条に次の一号を加える。

三 定時制の課程又は通信制の課程に在学する者のうち、就学支援金が支給されていない者に対し令和七年度分の授業料等に相当する教育費を補助することを目的として臨時に支給される支援金（以下「臨時支援金」という。）の支給を受ける資格の認定を受けた者（以下「臨時支援金受給権者」という。）であつて、次のいずれかに該当するもの

イ やむを得ない理由により、学校での履修の登録をした単位数が知事が別に定める

単位数を超える者

ロ 学校を休学したことにより、臨時支援金の支給の停止を受ける者

第五条第二項第一号中「受給権者」を「就学支援金受給権者」に改め、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、「第二条第二号イ」の下に「又は第三号イ」を、「第二条第二号ロ」の下に「又は第三号ロ」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 第二条第三号の規定により授業料等の減免を受けようとする者は、授業料等減免申請書に次の書類を添えて、校長を経て知事に提出しなければならない。ただし、第一号に掲げる書類については、臨時支援金の支給を受ける資格の認定の申請をしている場合は、当該認定を受けた後遅滞なく、提出しなければならない。

一 臨時支援金受給権者であることを証明する書類の写し

二 臨時支援金の支給の停止を受けていることを証明する書類の写し（第二条第二号ロに該当する者に限る。）

第六条第二項中「第二条第二号ロ」の下に「又は第三号ロ」を加える。

様式第四号の注1中「については、」を「については、」に改め、同注2中「に該当する」を「又は第3号イに該当する」に、「賞罰」を「、賞罰」に、「記入」を「、記入」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 改正後の徳島県立学校の授業料等の減免に関する規則の規定は、令和七年度分の授業料及び受講料から適用する。

改 正 案

(減免を受ける資格)

第二条 授業料等の減免を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 生活行動が良好な者であつて、学資の支弁が困難なもの

二 定時制の課程（単位制による課程に限る。次号に

において同じ。）又は通信制の課程に在学する者のうち、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第五条第一項に規定する受給権者（以下「就学支援金受給権者」という。）であつて、次のいずれかに該当するもの

イ やむを得ない理由により、学校での履修の登録をした単位数が知事が別に定める単位数を超える者

ロ 高等学校等就学支援金の支給に関する法律第八条第一項の規定により同法第三条第一項に規定する就学支援金（以下「就学支援金」という。）の支給の停止を受ける者

三 定時制の課程又は通信制の課程に在学する者のうち、就学支援金が支給されていない者に対し令和七

年度分の授業料等に相当する教育費を補助することを目的として臨時に支給される支援金（以下「臨時支援金」という。）の支給を受ける資格の認定を受けた者（以下「臨時支援金受給権者」という。）であつて、次のいずれかに該当するもの

イ やむを得ない理由により、学校での履修の登録をした単位数が知事が別に定める単位数を超える者

ロ 学校を休学したことにより、臨時支援金の支給の停止を受ける者

(申請手続)

第五条（略）

2 第二条第二号の規定により授業料等の減免を受けようとする者は、授業料等減免申請書に次の書類を添えて、校長を経て知事に提出しなければならない。ただし、第一号に掲げる書類については、高等学校等就学支援金の支給に関する法律第四条の認定の申請をしている場合には、当該認定を受けた後遅滞なく、提出しなければならない。

一 就学支援金受給権者であることを証明する書類のうとする者は、授業料等減免申請書に次の書類を添えて、校長を経て知事に提出しなければならない。ただ

一 就学支援金受給権者であることを証明する書類の写し

二 （略）

3 第二条第三号の規定により授業料等の減免を受けよ

うとする者は、授業料等減免申請書に次の書類を添えて、校長を経て知事に提出しなければならない。ただ

(減免を受ける資格)

第二条 授業料等の減免を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 生活行動が良好な者であつて、学資の支弁が困難なもの

二 定時制の課程（単位制による課程に限る。

）又は通信制の課程に在学する者のうち、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第五条第一項に規定する受給権者（以下「受給権者」という。）であつて、次のいずれかに該当するもの

イ やむを得ない理由により、学校での履修の登録をした単位数が知事が別に定める単位数を超える者

ロ 高等学校等就学支援金の支給に関する法律第八条第一項の規定により同法第三条第一項に規定する就学支援金の支給の停止を受ける者

(新設)

(申請手続)

第五条（略）

2 第二条第二号の規定により授業料等の減免を受けようとする者は、授業料等減免申請書に次の書類を添えて、校長を経て知事に提出しなければならない。ただし、第一号に掲げる書類については、高等学校等就学支援金の支給に関する法律第四条の認定の申請をしている場合には、当該認定を受けた後遅滞なく、提出しなければならない。

一 受給権者であることを証明する書類の写し

二 （略）

（新設）

現 行

し、第一号に掲げる書類については、臨時支援金の支給を受ける資格の認定の申請をしてくる場合には、当該認定を受けた後遅滞なく、提出しなければならない。

- 一、臨時支援金受給権者であることを証明する書類の写し
二、臨時支援金の支給の停止を受けていることを証明する書類の写し（第二条第三号口に該当する者に限る。）

4、校長は、前三項の書類の提出を受けたときは、意見書（様式第四号）（第二条第二号イ又は第三号イ）に該当する者については、意見書及び当該申請に係る者の単位の履修の登録状況が確認できる書類）を添えて、知事に送付しなければならない。ただし、第二条第二号口又は第三号口に該当する者に係る書類の送付については、意見書の添付を要しない。

（減免の決定）

第六条（略）

2、知事は、前項の規定による決定をしようとするときは、あらかじめ、徳島県立学校授業料等減免審査委員会の意見を聴くものとする。ただし、第二条第二号口又は第三号口に該当する者について同項の規定による決定をしようとするときは、その限りでない。

様式第4号（第5条関係）

意 見 書

（略）

注1 原級にとどめられた生徒については、「学校長意見」欄にその旨及び経過を詳細に記入すること。

- 2、徳島県立学校の授業料等の減免に関する規則第二条第2号イ又は第3号イに該当する者について
2、徳島県立学校の授業料等の減免に関する規則第二条第2号イに該当する者について
は、「賞罰」及び「家庭状況」の欄は、記入を要しない。

3、校長は、前二項の書類の提出を受けたときは、意見書（様式第四号）（第二条第二号イ）に該当する者については、意見書及び当該申請に係る者の単位の履修の登録状況が確認できる書類）を添えて、知事に送付しなければならない。ただし、第二条第一号口に該当する者に係る書類の送付については、意見書の添付を要しない。

（減免の決定）

第六条（略）

2、知事は、前項の規定による決定をしようとするときは、あらかじめ、徳島県立学校授業料等減免審査委員会の意見を聴くものとする。ただし、第二条第二号口に該当する者について同項の規定による決定をしようとするときは、その限りでない。

様式第4号（第5条関係）

意 見 書

（略）

注1 原級にとどめられた生徒については、「学校長意見」欄にその旨及び経過を詳細に記入すること。

- 2、徳島県立学校の授業料等の減免に関する規則第二条第2号イに該当する者について
2、徳島県立学校の授業料等の減免に関する規則第二条第2号イに該当する者について
は、「賞罰」及び「家庭状況」の欄は、記入を要しない。